

株 主 各 位

東京都昭島市松原町3丁目3番7号

**株式会社タチエス**

代表取締役社長 田口裕史

## 第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

この度の東日本大震災により被災された皆様には心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成23年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社3階講堂
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第59期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件   |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役賞与支給の件   |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.tachi-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における経済環境は、欧州での財政不安や先進諸国の失業率高止まりなどが懸念されたものの、中国等新興国の経済成長に牽引され、緩やかな回復に向かいました。

国内におきましても、政府の景気刺激策や新興国向け輸出等により、緩やかな回復基調となりましたが、急激な円高の進行や、本年3月に発生した東日本大震災の影響もあり、経済環境は先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの関連する自動車業界における自動車生産・販売台数は、北米市場やアジア市場が牽引して増加しましたが、国内自動車販売台数は、上半期におけるエコカー補助金終了前の駆け込み需要はあったものの、補助金終了後の需要落ち込みや、東日本大震災の影響もあり、前期比5.7%減の460万台となりました。

一方、国内自動車生産台数は、北米市場の回復や中国等新興国の需要増大等もあり、前期比1.4%増の899万台となり、3年ぶりに前年同期を上回りました。

このような環境の中、当社グループは長期ビジョンである『Challenge 15』の目標である「業界No. 1品質の確保」及び「収益向上」の早期必達を目指し活動を推進してきております。

この結果、当期の業績は、東日本大震災に伴う得意先自動車メーカー各社での減産の影響は受けましたが、総じて国内外共に自動車座席の受注は堅調に推移したことから、売上高は2,188億5百万円と前期に比べ266億3千3百万円(13.9%)の増収となりました。これにより、営業利益は115億2千6百万円(前期比90.5%増)、経常利益は135億6千3百万円(前期比70.9%増)、当期純利益は87億2千9百万円(前期比130.5%増)となりました。

なお、当期におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ①日本

下期における補助金終了による需要冷え込みや東日本大震災の影響はありましたが、上期における景気刺激策の効果や補助金終了前の駆け込み需要などの特需もあり、総じて自動車座席の受注は堅調であったことから、売上高は1,148億1千4百万円(前期比4.9%増)となり、営業利益は40億5千3百万円(前期比60.9%増)となりました。

## ②米国

自動車需要の回復により、売上高は425億4千万円（前期比8.8%増）、営業利益は28億8千4百万円（前期比58.0%増）となりました。

## ③カナダ

北米での自動車需要の回復及び得意先自動車メーカーの販売促進効果により、売上高は140億4千9百万円（前期比27.4%増）、営業利益は7億2千6百万円（前期比565.7%増）となりました。

## ④メキシコ

北米での自動車需要回復により、売上高は253億9千5百万円（前期比37.5%増）、営業利益は16億1千3百万円（前期比238.9%増）となりました。

## ⑤フランス

部品販売が増加したことから、売上高は16億1千9百万円（前期比131.1%増）、営業利益は4千5百万円（前期比134.6%増）となりました。

## ⑥中国

引き続き好調な自動車需要を背景に、売上高は203億8千5百万円（前期比52.0%増）、営業利益は22億1千3百万円（前期比103.5%増）となりました。

## (2)設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、新規受注及びモデルチェンジ等に伴う生産対応設備を中心に、総額18億7千3百万円を実施いたしました。

## (3)資金調達の状況

平成22年4月22日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当による自己株式処分を行い、総額1,755百万円の資金を調達いたしました。

## (4)事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5)他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6)吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7)他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得及び処分の状況

平成23年3月30日、当社は、保有する株式会社日新工業所の全株式を売却いたしました。これにより、株式会社日新工業所は当社の子会社から除外されております。

(8)対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境につきましては、自動車の生産及び販売は、中国などの一部の新興国では急速に回復しておりますが、先進国においては回復感に乏しく、依然として厳しい状況にあります。とりわけ、当社の主要得意先である日系自動車メーカーにおいては、東日本大震災の影響により、自動車生産の本格的な回復は、今年後半以降になるものと見込まれています。

このような環境の中、当社グループは、長期ビジョンである『Challenge 15』を一昨年4月からスタートさせ、以下の目標を2015年に達成すべく活動を推進してきております。

①業界No. 1 品質の確保

②競争力ある技術開発力・モノづくり力・調達力を背景とした収益向上

これらの目標の早期達成を目指し諸施策を確実にスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り、業績の向上に努めてまいり所存であります。

株主の皆様には今後とも、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別			
	第56期 (平成20年3月期)	第57期 (平成21年3月期)	第58期 (平成22年3月期)	第59期(当期) (平成23年3月期)
売 上 高 (百万円)	265,200	221,498	192,172	218,805
経 常 利 益 又は 損 失 (△) (百万円)	3,914	△ 291	7,938	13,563
当 期 純 利 益 又は純損失 (△) (百万円)	2,111	△ 3,704	3,786	8,729
1株当たり当期純利益 又は 純 損 失 (△) (円)	68.01	△119.32	121.97	268.05
総 資 産 (百万円)	110,050	78,407	96,610	100,109
純 資 産 (百万円)	49,682	41,352	45,559	54,142
1株当たり純資産 (円)	1,449.56	1,234.10	1,365.55	1,526.52

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は純損失は期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 第56期は、国内での新規立ち上がり及び米国や中国で新設した会社での本格生産の開始により、売上高は増加し、利益面につきましても、営業利益、経常利益、当期純利益共に増加となりました。
3. 第57期は、世界的な景気の悪化により売上高は減少し、利益面は、緊急施策として、付加価値改善、固定費の削減、設備投資を含む経費の削減を強力に推進いたしました。為替差損の計上や国内関連会社の損失計上等に加え、投資有価証券評価損の発生、国内での特別早期退職優遇制度実施に伴う退職特別加算金の計上等により、経常損失、当期純損失となりました。
4. 第58期は、経済環境は緩やかに回復に向かったものの、上半期での販売低迷の影響から、売上高は減少しました。利益面は、事業基盤再構築の効果や収益向上の取り組み、特別損失の減少等により、営業利益、経常利益、当期純利益共に増加となりました。
5. 第59期の状況につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

名 称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社Nui Tec Corporation	325 百万円	100.0 %	自動車座席用縫製部品の製造、販売
株式会社タチエスパーツ	50 百万円	100.0	各種座席部品・医療用ベッドの製造、販売
立川発条株式会社	40 百万円	77.7	各種パネ・自動車座席部品の製造、販売
タチエス エンジニアリング U. S. A. INC.	43 百万 US\$	100.0	北米における営業、開発業務
シーテックス INC.	5 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
シンテック INC.	1 百万 US\$	100.0 (100.0)	米国における自動車座席の製造、販売
タックル シーティング U. S. A. LLC	22 百万 US\$	51.0 (51.0)	米国における自動車座席の製造、販売
インダストリア デ アシエント スペリオル S. A. DE C. V.	26 百万 US\$	100.0 (19.2)	メキシコにおける自動車座席・座席部品の製造、販売
タチエス カナダ LTD.	12 百万 CAN\$	100.0 (100.0)	カナダにおける管理統括業務
シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ	30 百万 CAN\$	51.0 (51.0)	カナダにおける自動車座席の製造、販売
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S. A. R. L.	7 百万 EURO	100.0	欧州における営業、開発業務
広州泰李汽車座椅有限公司	66 百万 RMB	51.0	中国における自動車座席の製造、販売
泰極（広州）汽車内飾有限公司	38 百万 RMB	100.0	中国における自動車座席用縫製部品の製造、販売
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	43 百万 RMB	70.0	中国における自動車座席の製造、販売

(注) 1. 当社の出資比率欄の( )内数字は、当社の子会社の出資比率を内数で示しております。

2. 武漢泰極江森汽車座椅有限公司は、重要性が増したことにより、当期より重要な子会社に含めております。

(11) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

自動車座席・座席部品の製造及び販売

(12) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

① 当社

本社	東京都昭島市松原町3丁目3番7号	
技術センター	技術センター（東京都青梅市）	技術センター愛知（愛知県安城市）
工場	愛知工場（愛知県安城市）	武蔵工場（埼玉県入間市）
	青梅工場（東京都青梅市）	栃木工場（栃木県下野市）
	平塚工場（神奈川県平塚市）	鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）
営業所	金沢営業所（石川県白山市）	

② 子会社

名称	所在地
株式会社Nui Tec Corporation	東京都羽村市
株式会社タチエスパーツ	東京都羽村市
立川発条株式会社	東京都昭島市
タチエス エンジニアリング U.S.A. INC.	米国 ミシガン州
シーテックス INC.	米国 オハイオ州
シンテック INC.	米国 ノースカロライナ州
タックル シーティング U.S.A. LLC	米国 テネシー州
インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.	メキシコ アグアスカリエンテス州
タチエス カナダ LTD.	カナダ ノバスコシア州
シーテックス カナダ ジェネラル・ パートナーシップ	カナダ オンタリオ州
タチエス エンジニアリング ヨーロッパ S.A. R.L.	フランス ヴェリジー・ピラクプレー市
広州泰李汽車座椅有限公司	中国 広東省
泰極（広州）汽車内飾有限公司	中国 広東省
武漢泰極江森汽車座椅有限公司	中国 湖北省

(注) 所在地欄には本社所在地を記載しております。

(13) 従業員の状況（平成23年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,068名	935名増

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等792名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,331名	50名増	36.8歳	13.1年

(注) 従業員数は就業人員であります。上記には臨時雇用者等71名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	1,749
株式会社三菱東京UFJ銀行	901
日本生命保険相互会社	500
明治安田生命保険相互会社	500

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 当社の株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 140,000,000株

(2) 発行済株式の総数 35,022,846株（自己株式 2,182,317株を含む）

(3) 株主数 3,944名（前期末比 862名減）

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ジョンソンコントロールズ株式会社	1,800 <sup>千株</sup>	5.48 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	1,600	4.87
日野自動車株式会社	1,521	4.63
株式会社齊藤	1,514	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	1,397	4.26
齊藤 静	1,166	3.55
タチエス取引先持株会	1,112	3.39
河西工業株式会社	905	2.76
株式会社三井住友銀行	750	2.28
齊藤 潔	736	2.24

(注) 持株比率は自己株式（2,182,317株）を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

平成22年4月22日開催の取締役会において、ジョンソンコントロールズ株式会社に対し、第三者割当による自己株式処分を行うことについて決議し、平成22年5月20日に自己株式1,800,000株を処分いたしました。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員に交付された新株予約権等の状況（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) 当期中に従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 当社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	さいとう きよし 齊 藤 潔	
代表取締役社長 (最高執行責任者)	たぐち ひろし ○田 口 裕 史	グローバル地域統括
取 締 役 (副 社 長)	の がみ よしゆき ○野 上 義 之	ビジネス管理本部統括、経営統括部門長
取 締 役 (副 社 長)	かわむら きよじ ○川 村 清 治	モノづくり本部統括、生産部門長
取 締 役 (常務執行役員)	こばやし ひでお ○小 林 英 雄	開発部門長
取 締 役 (常務執行役員)	おおの やすあき ○大 野 泰 明	調達部門長
取 締 役 (常務執行役員)	がも う むつみ ○蒲 生 睦	営業部門長
取 締 役 (常務執行役員)	まつした たかし ○松 下 隆	広州泰李汽車座椅有限公司董事長
社 外 取 締 役	きつかわ みちひろ 木津川 迪 洽	クローバー法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	せきぐち よしお 関 口 義 雄	
常 勤 監 査 役	はらだ ふみお 原 田 文 雄	
社 外 監 査 役	かわい ひろゆき 河 合 弘 之	さくら共同法律事務所パートナー弁護士、興研株式会社社外監査役
社 外 監 査 役	いっぽう し のぶ たけ 一 法 師 信 武	仙台青葉学院短期大学教授

- (注) 1. 監査役一法師信武氏は、公認会計士及び税理士資格を有するほか、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、取締役木津川迪洽氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. ○印は執行役員兼務者であり、( )内は執行役員の地位であります。
4. 平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、新たに原田文雄氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5. 平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、川崎 守氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
6. 平成13年6月27日より執行役員制度を導入しております。取締役兼務者以外の執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	み き ひろ ゆき 三 木 浩 之	品質保証部門長兼開発副部門長
常務執行役員	い つき のり やす 伊 月 憲 康	愛知事業部門長
執 行 役 員	はり が や ひろし 針 ケ 谷 博	経営統括副部門長
執 行 役 員	とみ やま まさ き 富 山 正 樹	開発副部門長
執 行 役 員	あお ち とおる 青 地 徹	生産副部門長
執 行 役 員	く どう つとむ 工 藤 勉	生産副部門長
執 行 役 員	えの もと かず お 榎 本 一 夫	生産副部門長
執 行 役 員	なが い くに お 長 井 邦 雄	経営統括副部門長
執 行 役 員	いわ さき しん や 岩 崎 信 也	開発副部門長
執 行 役 員	いわ いし とおる 岩 石 徹	品質保証副部門長

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9 名	283 百万円	(うち社外取締役 1 名 7 百万円)
監査役 5 名	42 百万円	(うち社外監査役 2 名 8 百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額280百万円以内(うち社外取締役は年額20百万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記人数及び報酬等の額には、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に係る報酬が含まれております。
4. 上記報酬等の額には、平成23年6月24日開催の第59回定時株主総会において決議予定の取締役役賞与(社外取締役は除く)及び当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
5. 上記報酬等のほか、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、退任した監査役1名に対し、役員退職慰労金10百万円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告に記載した当該監査役に係る役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。
6. 上記報酬等のほか、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しております。当期末現在の今後の打ち切り支給予定額は、取締役9名に対し232百万円(うち社外取締役1名に対し2百万円)、監査役3名に対し9百万円(うち社外監査役2名に対し4百万円)であります。なお、支給時期は、各役員の退任時としております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況
木津川 迪 洽	社 外 取 締 役	クローバー法律事務所パートナー弁護士
河 合 弘 之	社 外 監 査 役	さくら共同法律事務所パートナー弁護士 興研株式会社社外監査役
一法師 信 武	社 外 監 査 役	仙台青葉学院短期大学教授

- (注) 1. 当社はさくら共同法律事務所の他の弁護士と法律顧問に関する契約を締結しております。  
2. その他の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

#### ②当期における主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
木津川 迪 洽	社 外 取 締 役	当期開催の取締役会14回中13回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
河 合 弘 之	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会14回中10回に、また、監査役会10回中7回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
一法師 信 武	社 外 監 査 役	当期開催の取締役会14回中13回に、また、監査役会10回中10回に出席し、必要に応じ、財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## 5. 当社の会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

### (2) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額を記載しております。

### (5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）に関連したアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 当社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成16年4月にコンプライアンス宣言を行いました。この中で、「タチエス倫理綱領」を役員・社員の行動の拠りどころとし、以下の実践に努めることを宣言しました。

- ・ 環境への影響に十分配慮し、社会に有用で安全な商品を提供していくと共に、企業の透明性を確保し、全てのステークホルダーの信頼に応えられるよう努める。
- ・ 国の内外を問わず、全ての法律とルール及びその精神を遵守すると共に、社会的良識をもって行動する。
- ・ 社是「互譲協調」の精神に基づき、良き企業市民として責任ある行動と倫理観の涵養に努める。

これらを実践し、社会から信頼される企業であり続けるため、当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めました。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 役員・社員は、一人ひとりの行動規範として制定する「タチエス倫理綱領」に従い、誠実に行動する。
- 2) コンプライアンスに関する体制整備のため、コンプライアンス運用規定、内部通報制度標準等を制定すると共に、倫理委員会、コンプライアンス委員会を設置する。社長を委員長とし、全取締役、関係執行役員、事務局で構成する倫理委員会にて、各年度、コンプライアンス実行計画を策定すると共に活動のレビューを行う。グループ内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図るため、内部通報制度を設ける。この通報先は、経営監査室、監査役、顧問弁護士とする。  
コンプライアンス違反が発生した場合、これに適切に対応するため、コンプライアンス担当役員を委員長とし、社外取締役、監査役、顧問弁護士、事務局にて構成するコンプライアンス委員会を設置する。
- 3) 社内業務については経営監査室が監査する。各部署・関係会社に対する監査計画を立案し、監査の実施、指摘、監査報告を行い、有効性の強化とプロセス改善に努める。
- 4) 経営の公正及び透明性を確保するために、取締役体制には社外取締役を招聘する。

## ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令・社内規定に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- 2) 重要な情報の機密保持や個人情報の保護については、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護規定により適切に保存及び管理される。

## ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会及び執行役員会において、経営環境の変化や事業の活動状況を踏まえ、事業に関する重大なリスクを予見し、その適切な対処方法について検討し、予防策を講じる。
- 2) 全社的なリスクについては、社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置すると共に、その下部組織として部会を設置し、リスク管理体制の整備、強化を図る。
- 3) コンプライアンス、安全衛生、環境、防災、品質に係るリスクについては、「倫理委員会」「中央安全衛生委員会」「全社環境管理委員会」「中央防災対策委員会」「品質保証委員会」を設け、それぞれの担当部署が専門的な立場からリスク管理を行う。

## ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
  - ・毎月1回開催する取締役会における重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督
  - ・毎月2回開催する執行役員会における重要事項に関する意思決定
  - ・取締役会における中期経営計画策定と執行役員会における月次のフォロー
  - ・取締役会における年度事業計画策定と執行役員会における月次業績のフォローと改善策の策定
- 2) 経営の意思をタイムリーに伝達し、各部門における業務の執行を円滑にするために、各部門を担当する執行役員が招集する部門別執行役員会（各部門の担当役員・部長にて構成）を設置する。

## ⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) グループ経営管理については、経営統括部門が統括する。
- 2) 経営統括部門は、グループ各社の月次損益分析を取締役会及び執行役員会に報告する。
- 3) 次の会議体を設け、関係会社に対する適切な経営管理とモニタリングを行う。

<国内関係会社>

- ・国内関係会社経営コミッティー（年2回開催）
- ・関係会社社長会（年2回開催）

<海外関係会社>

- ・海外関係会社経営コミッティー（年2回開催）
- ・北米経営コミッティー（四半期毎に開催）
- ・中国経営コミッティー（四半期毎に開催）

⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 現時点で補助すべき使用人は設置していないが、必要に応じ監査役スタッフを置くこととし、その人事については監査役会の承認を得ることとする。
- 2) 監査役は、監査職務の遂行に当たり、内部監査を担当する経営監査室と連携を保ち、効率的な監査を行う。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 常勤監査役は、監査方針を立案し、監査計画に基づく監査を実施する。また、取締役会や重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求め、又は意見を述べ、もしくは修正を求める。
- 2) 監査役会は、社長との定期的な意見交換会を設定する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役体制は、経営執行の状況を広い視野から把握するため、学識経験者等の有識者を社外監査役として招聘する。また、監査役欠員による監査の空白を避けるため、補欠社外監査役を選任する。
- 2) 監査役は、監査役、会計監査人、経営統括部門担当役員及び経営監査室で構成する三者協議会を年2回定期的に開催し、コーポレートガバナンス、内部統制、経営全般等に関し、適時、適切な情報交換、意見交換を行う。
- 3) 監査役会は、会計監査人との会合を持ち、両者の監査計画書の監査方針、重点監査事項等の確認、意見交換を行う。

## (2) 当社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念及び企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。また、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

もとより、当社は、当社株式等について大規模買付行為がなされる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するべきでないと考えておりますが、大規模買付行為の中には、係る行為の目的が当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害する恐れのあるもの、当社の株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、当社の取締役会や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものなど、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### ②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的内容の概要

当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引きいただいております。このビジネスの特長を活かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあるため、堅固な企業体質構築に向けた新たな取組みを実施しております。

具体的には、長期ビジョンとして『Challenge 1 5』を策定し、「事業体質の変革」「意識・行動の変革」「存在感のある会社への変革」にチャレンジしていくこととし、「業界No. 1 品質の確保」と競争力ある技術開発力・モノづくり力・

調達力を背景とした「収益向上」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けた活動を確実かつスピーディーに実行し、事業体質の転換を図り業績の向上に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容の概要

当社は、平成21年6月26日に開催された第57回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件」（以下「本プラン」といいます。）をご承認いただいております。本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様において、買収提案等に応じるか否かについての適切な判断を行うために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを可能とするものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

本プランの対象となる大規模買付行為は、以下の1) 又は2) に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為となります。

- 1) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- 2) 当社が発行者である株式等について公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランにおける対抗措置の具体的な内容としては、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。

④取組みに対する当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から本プランが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において示された三原則である「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」「事前開示・株主意思の原則」「必要性・相当性確保の原則」の全てを充足しています。

- 2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされようとする際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断され、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報を提供すると共に、妥当な期間を確保し、株主の皆様のために当社取締役会が買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- 3) 株主の皆様を意思を重視するものであること

本プランは、買付者等が大規模買付ルールに従うことなく大規模買付行為を行う場合に特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合及び特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置発動の是非につき、株主総会において株主の皆様を意思を直接確認するものです。

また、本プラン導入後、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。このように、本プランの導入、変更及び廃止に関して、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みを確保しています。

- 4) 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役を含む社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。また、当社は、必要に応じ特別委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

5) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期が現在1年のため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

([http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease\\_1/newsr\\_200905a.pdf](http://www.tachi-s.co.jp/uploads/pdfs/newsrelease_1/newsr_200905a.pdf))

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

内部留保金につきましては、研究開発やグローバルな事業展開に向けた投資等に活用し、中長期的な利益確保と財務体質の強化を図ってまいります。

なお、当社は、会社法第454条第5項の定めにより、取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、株主総会決議をもって実施する期末配当と合わせ、年2回の配当を行うことを基本としております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>62,311</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,365</b>
現金及び預金	27,115	支払手形及び買掛金	27,973
受取手形及び売掛金	24,898	短期借入金	541
有価証券	287	未払法人税等	1,681
商品及び製品	1,776	未払費用	3,271
仕掛品	372	役員賞与引当金	65
原材料及び貯蔵品	4,695	その他	3,832
前払金	317	<b>固定負債</b>	<b>8,601</b>
繰延税金資産	1,011	長期借入金	3,249
その他	1,836	繰延税金負債	536
<b>固定資産</b>	<b>37,798</b>	退職給付引当金	2,008
<b>有形固定資産</b>	<b>20,291</b>	役員退職慰労引当金	18
建物及び構築物	8,384	負ののれん	1
機械装置及び運搬具	5,361	その他	2,788
土地	5,789	<b>負債合計</b>	<b>45,967</b>
建設仮勘定	138	<b>(純資産の部)</b>	
その他	618	<b>株主資本</b>	<b>53,782</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>474</b>	資本金	8,145
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,032</b>	資本剰余金	7,836
投資有価証券	14,306	利益剰余金	39,760
長期貸付金	34	自己株式	△1,960
繰延税金資産	182	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△3,650</b>
その他	2,517	その他有価証券評価差額金	1,272
貸倒引当金	△9	為替換算調整勘定	△4,923
		<b>少数株主持分</b>	<b>4,010</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>54,142</b>
<b>資産合計</b>	<b>100,109</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>100,109</b>

# 連結損益計算書（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		218,805
売 上 原 価		196,462
売 上 総 利 益		22,343
販売費及び一般管理費		10,816
営 業 利 益		11,526
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	146	
受 取 配 当 金	84	
負 の の れ ん 償 却 額	2	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,072	
そ の 他	113	2,419
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	228	
為 替 差 損	147	
そ の 他	6	383
経 常 利 益		13,563
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	31	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8	40
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	249	
事 業 再 編 損	6	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	176	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	4	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	44	486
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,116
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,767	
法 人 税 等 調 整 額	△304	2,462
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		10,654
少 数 株 主 利 益		1,924
当 期 純 利 益		8,729

# 連結株主資本等変動計算書（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成22年3月31日残高	8,145	7,698	31,448	△3,573	43,719
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△352	—	△352
当期純利益	—	—	8,729	—	8,729
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3
自己株式の処分	—	138	—	1,617	1,755
連結範囲の変動	—	—	△56	—	△56
持分法の適用範囲の変動	—	—	17	—	17
その他	—	—	△25	—	△25
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	138	8,312	1,613	10,063
平成23年3月31日残高	8,145	7,836	39,760	△1,960	53,782

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成22年3月31日残高	1,241	△2,568	△1,327	3,168	45,559
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△352
当期純利益	—	—	—	—	8,729
自己株式の取得	—	—	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	—	1,755
連結範囲の変動	—	—	—	—	△56
持分法の適用範囲の変動	—	—	—	—	17
その他	—	—	—	—	△25
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	31	△2,354	△2,323	842	△1,481
連結会計年度中の変動額合計	31	△2,354	△2,323	842	8,582
平成23年3月31日残高	1,272	△4,923	△3,650	4,010	54,142

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 14社

会社名：(株)Nui Tec Corporation、(株)タチエスパーツ、立川発条(株)、タチエス エンジニアリング U.S.A. INC.、シンテック INC.、シーテックス INC.、タックル シーティング U.S.A. LLC、インダストリア デ アシエント スペリオール S.A. DE C.V.、タチエス カナダLTD.、シーテックス カナダ ジェネラル・パートナーシップ、タチエス エンジニアリング ヨーロッパS.A.R.L.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司

(連結の範囲に関する事項の変更)

武漢泰極江森汽車座椅有限公司は、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、(株)日新工業所は、保有株式を売却したため当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等を勘案しても小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社の数 1社

#### (2) 持分法適用の関連会社の数 6社

会社名：富士機工(株)、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司

#### (3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社

会社名：福州泰昌汽車座椅開発有限公司、上海泰極愛思汽車部件有限公司、(株)TSデザイン、タチエスサービス(株)

関連会社

会社名：鄭州泰新汽車内飾有限公司、浙江吉俱泰汽車内飾有限公司、タックル シーティング Thailand Co.,Ltd.、タックル オートモーティブ India Private Limited

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲からは除外しております。

#### (4) 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社の決算日は、錦陵工業(株)、テクノトリムINC.、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司を除き、連結決算日と一致しております。

錦陵工業(株)、テクノトリムINC. の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、フジ オートテック U.S.A. LLC、タックル シーティング UK Limited、広州富士機工汽車部件有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司を除き、連結決算日と一致しております。

タックル シーティング U.S.A.LLC、インダストリア デ アシエント スペリオル S.A. DE C.V.、広州泰李汽車座椅有限公司、泰極（広州）汽車内飾有限公司、武漢泰極江森汽車座椅有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

主として総平均法による原価法

##### ②デリバティブ

時価法

##### ③たな卸資産

製品・仕掛品（量産品）、原材料

主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他の製品・仕掛品

主として個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③長期前払費用

定額法

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

### ③退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、主に当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主にその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

### ④役員退職慰労引当金

連結子会社のうち3社について、役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。

これにより、制度廃止までの在任期間に対応する未払役員退職慰労金相当額を、長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんについては、5年間で均等償却しております。

### (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

## 5. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(持分法に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(資産除去債務に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書の「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」として表示する方法に変更し、連結損益計算書においては「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示する方法に変更しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物及び構築物	3,738百万円
機械装置及び運搬具	1百万円
計	4,802百万円

#### (2) 担保に係る債務

流動負債その他	588百万円
長期借入金	1,500百万円
固定負債その他	2,431百万円
計	4,520百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 35,914百万円

### 3. 保証債務の内容及び金額

(1) 関係会社及び従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

フジ オートテック U. S. A. LLC	111百万円	(1,335千US\$)
従業員	0百万円	
計	111百万円	

(2) 関係会社のリース契約に対する債務保証額は次のとおりであります。

フジ オートテック U. S. A. LLC	72百万円	(868千US\$)
計	72百万円	

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式数の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	35,022,846	—	—	35,022,846

### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	155百万円	5円	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	197百万円	6円	平成22年 9月30日	平成22年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度中に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度に予定されているもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	197百万円	6円	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクに関しては、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。有価証券につきましては、安全性の高い金融資産での運用のためリスクは僅少であります。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握すると共に、把握された時価が取締役会に報告されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。長期借入金はすべて固定金利としており、支払金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引については、通常の営業過程における輸入取引及びグループ内の外貨建て融資に係る為替相場の変動によるリスクを軽減するため、必要に応じ為替予約取引を行っており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、執行・管理については、その必要性を検討し社内承認を得た上で行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	27,115	27,115	—
(2) 受取手形及び売掛金	24,898	24,898	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,755	5,755	—
(4) 前払金	317	317	—
(5) 支払手形及び買掛金	(27,973)	(27,973)	—
(6) 短期借入金	(375)	(375)	—
(7) 未払法人税等	(1,681)	(1,681)	—
(8) 長期借入金	(3,415)	(3,442)	26

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(4) 前払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びその他は取引金融機関から提示された価格等によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 31百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社は東京都内において、賃貸用の商業施設（土地含む。）を有しております。
- 賃貸不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
2,505	5,857

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注） 2. 時価は、主として「固定資産税評価額」に基づき算定した金額であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,526円52銭

1株当たり当期純利益 268円05銭

（注） 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	8,729百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純利益	8,729百万円
普通株式の期中平均株式数	32,565,216株

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,365</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,359</b>
現金及び預金	11,701	支払手形	1,092
受取手形	351	買掛金	15,002
売掛金	14,075	関係会社短期借入金	240
有価証券	100	未払金	945
商品及び製品	500	未払費用	2,277
仕掛品	110	未払法人税等	958
原材料及び貯蔵品	1,360	預り金	403
前払金	537	設備関係支払手形	32
繰延税金資産	858	前受収益	278
短期貸付金	499	役員賞与引当金	65
未収入金	185	その他	64
その他	85	<b>固定負債</b>	<b>7,517</b>
<b>固定資産</b>	<b>36,233</b>	長期借入金	3,000
<b>有形固定資産</b>	<b>13,656</b>	退職給付引当金	1,790
建物	5,601	長期未払金	229
構築物	251	長期預り敷金	398
機械及び装置	2,382	長期預り保証金	2,098
車両運搬具	4	<b>負債合計</b>	<b>28,877</b>
工具器具備品	405	<b>(純資産の部)</b>	
土地	5,000	<b>株主資本</b>	<b>36,451</b>
建設仮勘定	10	資本金	8,145
<b>無形固定資産</b>	<b>196</b>	資本剰余金	7,706
ソフトウェア	179	資本準備金	7,697
その他	17	その他資本剰余金	9
<b>投資その他の資産</b>	<b>22,381</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>22,754</b>
投資有価証券	5,495	利益準備金	480
関係会社株式	12,347	その他利益剰余金	22,273
関係会社出資金	3,921	圧縮記帳積立金	20
長期貸付金	75	別途積立金	15,000
長期前払費用	20	繰越利益剰余金	7,252
繰延税金資産	22	<b>自己株式</b>	<b>△2,156</b>
差入保証金	421	評価・換算差額等	1,271
その他	86	その他有価証券評価差額金	1,271
貸倒引当金	△9	<b>純資産合計</b>	<b>37,722</b>
<b>資産合計</b>	<b>66,599</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>66,599</b>

# 損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		117,875
売 上 原 価		107,589
売 上 総 利 益		10,285
販売費及び一般管理費		6,615
営 業 利 益		3,670
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	867	
そ の 他	90	958
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	151	
そ の 他	114	265
経 常 利 益		4,363
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	28	28
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	178	
事 業 再 編 損	3	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	176	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	4	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	44	412
税 引 前 当 期 純 利 益		3,979
法人税、住民税及び事業税		1,330
法人税等調整額		△257
当 期 純 利 益		2,907

# 株主資本等変動計算書（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 圧縮記帳 積立金
平成22年3月31日残高	8,145	7,697	32	7,730	480	21
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—	—	—	—	△0
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△23	△23	—	—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	△23	△23	—	△0
平成23年3月31日残高	8,145	7,697	9	7,706	480	20

（単位：百万円）

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産 合 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計					
平成22年3月31日残高	15,000	4,697	20,199	△3,931	32,144	1,241	1,241	33,385
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	△352	△352	—	△352	—	—	△352
当期純利益	—	2,907	2,907	—	2,907	—	—	2,907
圧縮記帳積立金の取崩	—	0	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△3	△3	—	—	△3
自己株式の処分	—	—	—	1,778	1,755	—	—	1,755
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	—	—	—	—	—	30	30	30
事業年度中の変動額合計	—	2,555	2,554	1,774	4,306	30	30	4,336
平成23年3月31日残高	15,000	7,252	22,754	△2,156	36,451	1,271	1,271	37,722

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法
- ②その他有価証券  
時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
- 時価のないもの 総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ①製品・仕掛品(量産品)、原材料 総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ②その他の製品・仕掛品 個別法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ③貯蔵品 最終仕入原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

##### 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備は除く)は定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

##### 定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

##### 定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

定時株主総会での承認を条件に支給される役員賞与金に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議いたしました。

これにより、制度廃止までの在任期間に対応する未払役員退職慰労金相当額を固定負債の長期未払金に含めて表示しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜による処理を行っております。

5. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,062百万円
建物	3,737百万円
構築物	0百万円
機械装置	1百万円
計	4,802百万円

(2) 担保に係る債務

預り金	358百万円
前受収益	230百万円
長期借入金	1,500百万円
長期預り敷金	371百万円
長期預り保証金	2,060百万円
計	4,520百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

21,095百万円

3. 保証債務の内容及び金額

(1) 関係会社及び従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証額は次のとおりであります。

タックル シーティング U.S.A. LLC	374百万円	(4,500千US\$)
フジ オートテック U.S.A. LLC	111百万円	(1,335千US\$)
タチエス エンジニアリングヨーロッパ S.A.R.L.	235百万円	(2,000千EUR)
従業員	0百万円	
計	720百万円	

(2) 関係会社のリース契約に対する債務保証額は次のとおりであります。

フジ オートテック U.S.A. LLC	72百万円	(868千US\$)
計	72百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,177百万円
長期金銭債権	42百万円
短期金銭債務	2,377百万円

なお、区分掲記したものについては除いております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	6,163百万円
仕 入 高	16,782百万円
その他の営業費用	415百万円
営業取引以外の取引高	769百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,979,433	2,919	1,800,035	2,182,317

- (注) 1. 自己株式当期増加の内訳  
単元未満株式の買取請求による増加 2,919株
2. 自己株式当期減少の内訳  
第三者割当による処分 1,800,000株  
単元未満株式の買増請求による減少 35株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因の主な内訳

繰延税金資産

未払事業税否認	108百万円
未払賞与否認	636百万円
役員退職慰労引当金否認	114百万円
退職給付引当金否認	708百万円
その他	380百万円
繰延税金資産 小計	1,948百万円
評価性引当額	△187百万円
繰延税金資産 合計	1,760百万円
繰延税金負債との相殺	△879百万円
繰延税金資産の純額	880百万円

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	14百万円
その他有価証券評価差額金	865百万円
その他	0百万円
繰延税金負債 合計	879百万円
繰延税金資産との相殺	△879百万円
繰延税金負債の純額	—百万円

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 Nui Tec Corporation	所有 直接 100%	当社製品の部品製造 役員の兼任	部品等の購入	16,840	買掛金	285
				資金運用の受託	5,055	未払費用 関係会社 短期借入金	1 0
				原材料の支給	9,430	前払金	246
				資金の貸付	2,483	短期貸付金	35
						長期貸付金	40
	タチエス エンジニア リング U. S. A. INC.	所有 直接 100%	当社の米国における 営業開発業務 役員の兼任	技術支援及び部品 等の販売	106	売掛金	26
				受取配当金	249	未収入金 流動資産 その他	30 0
	広州泰李汽車座椅有限公司	所有 直接 51%	技術支援及び部品の 供給他 役員の兼任	技術支援及び部品 等の販売	1,282	売掛金	429
				受取配当金	299	未収入金 流動資産 その他	17 5
関連会社	富士機工株式会社	所有 直接 24.6%	当社製品の部品製造 役員の派遣	部品等の購入	8,048	買掛金	1,776
				原材料の支給	205	前払金 未収入金	— 3

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法
- (1) 部品の購入等については、当社より見積条件（仕様等）を提示し、各社より提示される見積書をベースに価格交渉のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。
  - (2) 資金運用の受託及び資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- なお、担保は受け入れておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,148円65銭

1 株当たり当期純利益 89円27銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	2,907百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純利益	2,907百万円
普通株式の期中平均株式数	32,565,216株

※ 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月18日

株式会社 タチエス  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 加藤達也 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 友田和彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タチエスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タチエス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成23年 5月 18日

株式会社 タ チ エ ス  
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 加 藤 達 也 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 友 田 和 彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タチエスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、かつ、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告に記載の内容及び取締役の職務の遂行についても指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。  
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月19日

株式会社タチエス 監査役会

常勤監査役	関 口 義 雄	㊞
常勤監査役	原 田 文 雄	㊞
社外監査役	河 合 弘 之	㊞
社外監査役	一 法 師 信 武	㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、継続的な企業価値の向上による利益還元を重要な経営課題の一つと考え、株主資本の充実、利益率の向上を図ると共に、安定した配当の維持を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、当期の堅調な業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金6円、配当総額197,043,174円とさせていただきますと存じます。なお、中間配当金として1株当たり金6円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ1円増配の1株当たり金12円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 取締役8名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役を1名減員し、8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さいとう きよし 齊藤 潔 (昭和22年1月25日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和57年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役、生産本部長 平成8年6月 当社代表取締役社長 平成13年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 平成17年6月 当社代表取締役会長兼最高経営責任者（現任）	736,028株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	たぐち ひろし 田口裕史 (昭和22年1月18日生)	昭和44年4月 日産自動車株式会社入社 平成5年7月 豪州日産自動車会社取締役チーフアドバイザー 平成10年4月 当社入社理事 インダストリア デ アシエント スペリオ ル S. A. DE C. V. 取締役社長 平成13年6月 日産自動車株式会社入社 平成14年4月 同社中国事業室主管 平成15年1月 当社入社顧問 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役兼常務執行役員、海外事業部門長 平成18年4月 当社海外事業統括部門長 平成20年4月 当社取締役兼副社長 平成21年4月 当社取締役兼最高執行責任者 平成21年6月 当社代表取締役社長兼最高執行責任者 (現任) 平成22年4月 当社グローバル地域統括 (現任) 平成23年4月 当社品質保証部門長 (現任)	26,900株
3	の がみ よし ゆき 野上義之 (昭和27年1月9日生)	昭和50年4月 前田建設工業株式会社入社 平成10年4月 同社海外事業部副部長 平成12年1月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成19年4月 当社事業統括部門長 平成19年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成20年4月 当社経営統括部門長 (現任) 平成21年4月 当社取締役兼副社長 (現任) 平成22年4月 当社ビジネス管理本部統括 平成23年4月 当社ビジネス本部統括兼管理本部統括、海外部門長 (現任)	11,400株
4	かわむら きよし 川村清治 (昭和24年2月1日生)	昭和46年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社常務執行役員、生産部門長 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成22年4月 当社取締役兼副社長、モノづくり本部統括 (現任) 平成23年4月 当社調達部門長 (現任)	7,600株
5	こばやし ひで お 小林英雄 (昭和24年12月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員 平成20年4月 当社開発部門長 平成20年6月 当社取締役兼常務執行役員 (現任) 平成23年4月 タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) タチエス エンジニアリング U. S. A. INC. 取締役会長	7,400株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	がも とう むつみ 蒲 生 睦 (昭和31年7月25日生)	昭和54年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員 平成20年4月 当社営業部門長(現任) 平成21年4月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社取締役兼常務執行役員(現任)	7,100株
7	※ なか やま た ろう 中 山 太 郎 (昭和30年9月18日生)	昭和55年4月 日産自動車株式会社入社 平成22年4月 同社グローバルマルチソーシング&エキス ポートマネジメント部長 当社入社顧問(現任) 平成23年4月 当社入社顧問(現任)	0株
8	き つかわ みち ひろ 木津川 迪 治 (昭和22年3月19日生)	昭和50年4月 第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務 昭和52年4月 木津川迪治法律事務所設立 平成11年4月 クローバー法律事務所設立パートナー(現任) 平成17年4月 第一東京弁護士会副会長 平成18年6月 当社社外取締役(現任) 当社特別委員会委員(現任) 平成23年4月 日本弁護士連合会副会長(現任) 第一東京弁護士会会長(現任) (重要な兼職の状況) クローバー法律事務所パートナー弁護士	6,100株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 木津川迪治氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 木津川迪治氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、社外取締役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。  
5. 当社は木津川迪治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役一法師信武氏は任期満了となり、監査役河合弘之氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、松尾慎祐氏は監査役河合弘之氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は、当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	いっぼうし のぶ たけ 一法師 信 武 (昭和19年9月16日生)	昭和46年8月 ビート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所 昭和50年3月 公認会計士登録 昭和51年1月 監査法人東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成17年2月 税理士登録 平成17年4月 東北大学会計大学院教授 平成18年6月 当社補欠監査役 当社特別委員会委員（現任） 平成19年6月 当社社外監査役（現任） 平成21年4月 仙台青葉学院短期大学教授 平成9年4月 東京弁護士会登録	2,600株
2	※ まつ お しん すけ 松 尾 慎 祐 (昭和45年8月4日生)	さくら共同法律事務所入所 平成18年6月 さくら共同法律事務所パートナー（現任） (重要な兼職の状況) さくら共同法律事務所パートナー弁護士	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 一法師信武氏と当社との間には特別の利害関係はありません。松尾慎祐氏と当社は、法律顧問に関する契約を締結しておりますが、本總會終結の時をもって契約を終了する予定であります。その他の特別の利害関係はありません。
3. 一法師信武氏、松尾慎祐氏は、社外監査役候補者であります。
4. 一法師信武氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士や税理士資格を有し、会計分野に関する研究及び教授等を通じ、その専門的な知識・経験等を当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、当社社外監査役就任期間は、本總會終結の時をもって4年であります。松尾慎祐氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくためであります。また、同氏は、社外監査役となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 当社は一法師信武氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同責任限定契約を継続する予定であります。また、松尾慎祐氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成22年6月25日開催の第58回定時株主総会において補欠監査役に選任された木下徳明氏の選任の効力は、本総会が開催されるまでの間とされておりますので、あらためて、法令に定める社外監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、下記候補者の選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
きのしたのりあき 木下徳明 (昭和14年12月5日生)	昭和41年6月 公認会計士登録 木下公認会計士事務所開設 昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師 昭和59年10月 監査法人井上達雄会計事務所代表社員 平成5年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成14年4月 中央大学商学部教授 平成18年6月 当社特別委員会委員(現任) 三井造船株式会社補欠監査役(現任) 平成19年6月 当社補欠監査役(現任) 平成22年6月 トップラン・フォーम्ズ株式会社社外監査役(現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木下徳明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 木下徳明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
4. 木下徳明氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

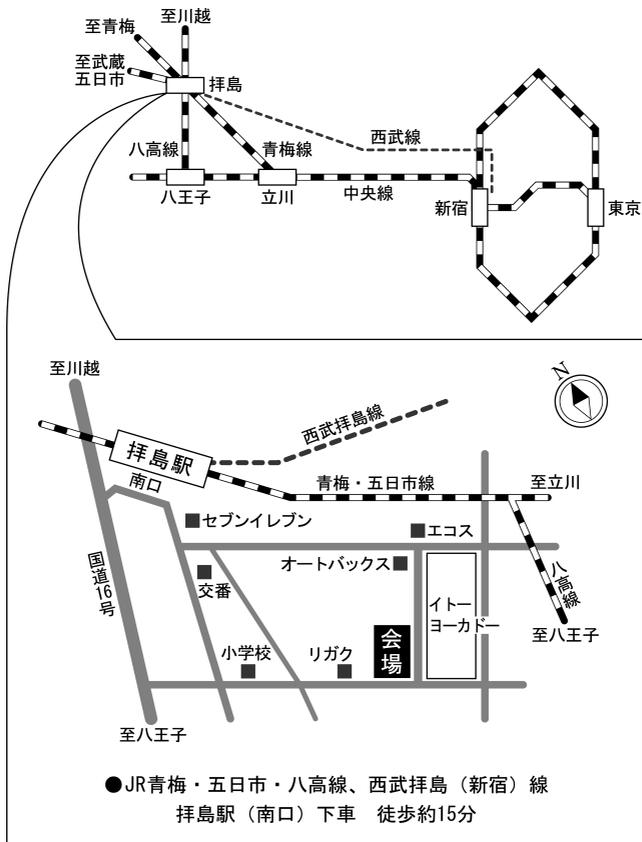
#### 第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役9名のうち、社外取締役を除く8名に対し、当期の業績等を勘案し、総額6,500万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額の決定については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

以上



# 株主総会会場ご案内図



## 会 場

東京都昭島市松原町3丁目3番7号  
株式会社タチエス 本社 3階講堂